

委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務の背景と目的

鴨川は、悠久の歴史の中で千年の都と京文化を育んできた川であり、今も大都市にあって清澄さを保ち、憩いや交流の場として多くの人に親しまれている貴重な都市空間である。

都市の成長戦略の推進や京都の魅力を高めるため、この鴨川が持つポテンシャルを最大限活かし、更なる魅力の向上を目指したまちづくりを進めることが求められる。

令和5年8月に行われた「京都市長と京都府知事との懇談会」では、安心・安全な河川空間づくりと一体となった鴨川の魅力向上に向けたまちづくりを進めるため、三条～四条で、公民連携による社会実験などに取り組んでいくことを確認した。

また、令和5年8月には四条大橋北側で、令和6年1月には補修・修景が完了した三条大橋南側で、夜間景観づくりの実証実験を実施し、同年2月には、「鴨川まちづくりミーティング」としてトークセッションやワークショップを行った。今後とも、こうした取組等を通じ、鴨川を中心としたまちづくりの展開に向けて機運醸成を図っていく。

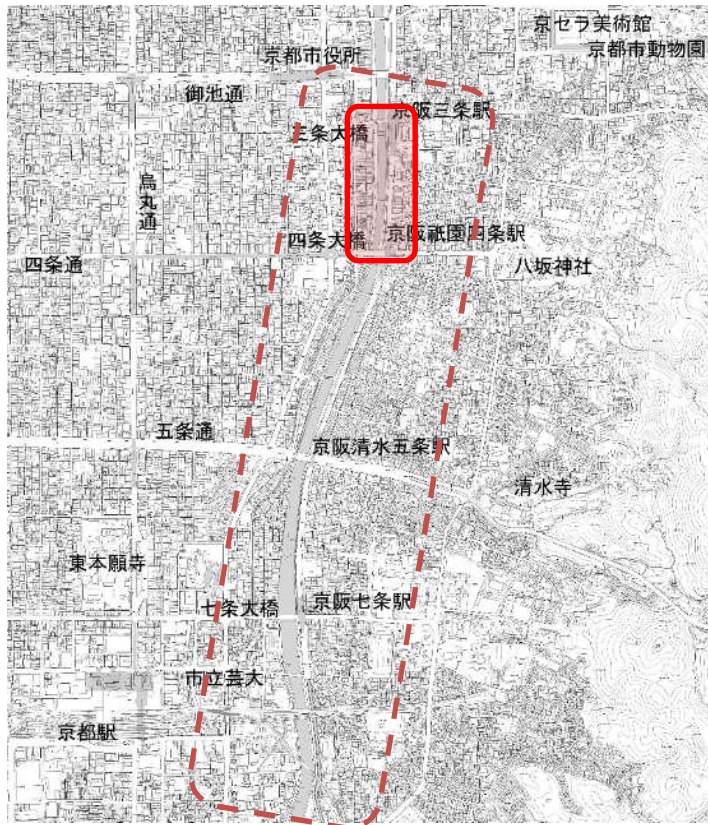
「鴨川を中心としたまちづくり」とは、鴨川を中心に周辺の地域も含めて、鴨川の魅力や各エリアの特性を生かした居心地の良い豊かな交流空間を生み出すことにより、鴨川のみならず鴨川周辺エリアの魅力を向上させようとするものである。

本業務は、鴨川の三条～四条周辺エリアを中心に、地域とも連携した活動などを企画し、当取組の機運醸成を図るとともに、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定などに繋げていく。この過程で、夜間景観の更なる創出を目指した社会実験等を実施し、効果を検証しながら取り組んでいく。

4 業務対象エリア

鴨川とその周辺エリア

(概ね以下の実線範囲を中心とするが、破線範囲も検討範囲とする。)



5 業務の内容

(1) 鴨川を中心としたまちづくりを推進するための調査・検討

ア 現地調査、関係者ヒアリング調査等の実施

業務の実施に先立ち、業務対象範囲(破線範囲)の状況を把握するため、及び以下(2)、(3)における業務を企画するに当たり、必要な現地調査を行う。

また、業務を実施するに当たり、必要に応じて、関係者等へのヒアリング調査や同様の取組を行っている先進事例等、参考となる事例（聞取り・現地調査等）の調査を行い、今後の取組推進に向けた検討資料とする。なお、調査を実施する場合は、事前に調査先を本市と協議のうえ、決定すること。

イ 公民連携によるまちづくりを推進するための枠組みの検討

公民連携体制の構築に向けた取組内容・プロセスを検討・提案するとともに、以下(2)、(3)の検討過程や結果等を踏まえ、主に三条～四条周辺におけるエリアプラットフォームの体制等枠組みの検討、その立上げに向けた準備、調整、運営支援等を行う。

ウ 未来ビジョン素案の検討・作成

本業務において実施する各取組の成果等を踏まえ、主に三条～四条周辺における未来ビジョンの素案（たたき台）を取りまとめる。

エ 事業資金の調達に向けた検討・提案

本市が目指している企業版ふるさと納税や寄附金等による事業資金の獲得について、効果的な獲得スキームの検討・提案を行う。

また、持続可能な事業とするため、社会実験等の効果を踏まえ、公民連携で実施できる資金調達スキームの検討・提案を行う

(2) 魅力をより向上させる空間づくりに向けた社会実験の企画、実施、検証

- ・ 鴨川を中心としたまちの魅力をより向上させる空間づくりに向けて、その効果や課題を把握するため、以下ア及びイの社会実験を企画、実施し、その効果を検証する。
- ・ 実験に当たっては、各々、民間の協力者や庁内関係部署、専門家等で構成されるプロジェクトチームを提案し、立上げ、検討を進める。
- ・ プロジェクトチームの構成については、関連する協力者等へのヒアリングや調整等を行ったうえで提案するとともに、本市との協議により決定する。
- ・ 事前に社会実験の目的・内容・安全対策・検証方法等について企画・提案を行い、本市と協議のうえ決定すること。
- ・ また、実施に伴う事前の関係機関協議・届出等・資料作成、事前広報、実施時の安全対策、その他、社会実験実施に必要となる動力・電源・資機材等の準備等は、受注者にて行うこと。なお、必要に応じて、本市から動力・電源・資機材等の一部を貸与する場合は、協議による。

ア 鴨川（三条～四条）とその周辺エリアにおける夜間景観づくりのための社会実験

- ・ (1)アの現地調査により把握した現況の課題や、三条通～四条通の全区間において行った前年度までの取組を踏まえ、回遊・交流空間の創出や夜間景観の形成案を企画し、照明設備の整備等、その実装に向けた社会実験を実施すること。
- ・ 夜間景観の形成案の作成にあたっては、以下の点に留意すること。
 - i 周辺地域の関係者や本市における景観アドバイザー、その他必要に応じて前年度までの取組の関係者と意見交換を行う等、丁寧な検討を行うこと。
 - ii 将来的な整備計画及び資金計画の素案、実現に向けたロードマップの提案を併せて行うこと。
 - iii 河川区域内や道路区域内その他構造物へ設備の設置を要する場合は、通行、安全、防火等の観点から実現性に関する検討を行うこと。
- ・ 周辺地域における人流や動向の変化による回遊性や安全性・快適性の確保、経済性への影響など、夜間景観の形成による周辺への波及効果の調査を行うこと。
- ・ 実施時期は、前述の効果を検証するに当たり適切な時期を提案すること。また、期間については1か月以上を想定している。ただし、本事業の趣旨や目的

に適う、より効果的な時期又は期間について提案する場合は、本市と協議のうえ決定する。

イ 鴨川を中心とした周辺の公有地等を活用した居心地のよい空間づくりのための社会実験

- ・ アの取組状況も踏まえつつ、鴨川周辺の公有地等（鴨川の河川区域を除く。）において、賑わいの形成や滞在快適性の向上を図る社会実験（ex:ベンチやテーブル、カフェ等の設置や、イベントの実施など）を企画、実施し、その効果や課題等を検証する。
- ・ 実験の実施に当たっては、周辺地域への説明を行うとともに、安全管理やゴミ等の地域環境の維持にも取り組むこと。
- ・ 検証にあたっては、公有地等の利活用方法の検討や課題を把握するとともに、回遊性、滞留性、周辺経済の活性化など周辺への波及効果の把握を行う。
- ・ 実施場所、内容、実施時期等の詳細については、プロジェクトチームでの会議や本市との協議により決定する。

(3) 機運醸成及び情報発信

ア 機運醸成

- ・ 公民連携による鴨川を中心としたまちづくりの推進に向けて、沿川の住民や周辺事業者だけに限らず、本事業に参画意欲を持つ新たな主体（プレイヤー）の掘り起こしにつなげるために、機運醸成に資する取組（ex:地域や団体等多様な主体が企画・運営するイベントと組み合わせた事業、シンポジウム等）の企画・提案及び運営・進行管理を行うこと。
- ・ 併せて、主に三条～四条周辺におけるエリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定に向けて、イベント参加者や連携した地域、団体等に対して必要な意見・アイデア等を調査し、取りまとめを行うこと。また、当エリア外の地域（業務対象エリア破線範囲）に対する意見やアイデア等があれば、別途取りまとめ等を行うこと。
- ・ 実施時期、内容、回数については、本市と協議のうえ決定すること。
なお、シンポジウム等を開催する場合の会場使用料等イベント運営に必要経費については、本業務委託料に含むものとする。

イ 情報発信

本業務で実施する取組において、地域住民等の興味関心を高め、機運醸成し、参画を促すための情報発信を企画・実施する。

また、今後の持続可能な取組推進を見据えた情報発信の取組について、より効果的なスキームの検討・提案を行う。

(4) その他の業務

ア 業務計画書等の策定

- ・ 業務を行うに当たり、業務の目的および内容を十分に把握し、業務手順や業務遂行に必要な事項を整理の上、業務計画書及び業務工程表を作成する。
- ・ 業務計画書及び業務行程表に基づき工程を管理し、業務を実施する。

イ 会議の準備・運営

- ・ 業務を行うに当たり必要な会議の、関係者調整・日程調整、資料作成、ファシリテート、摘録作成を行う。

ウ 報告書作成

- ・ 実施内容の取りまとめ及び課題の整理を行い、報告書を作成する。

6 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務に関する統括及び管理を行う管理技術者及び管理技術者の下で担当業務を行う担当技術者を定め、管理技術者等通知書を発注者に提出すること。
- (3) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。

7 業務の実施

- (1) 契約締結後は、速やかに、管理技術者等通知書を提出して監督員からの指示及び京都市が過年度に実施した本業務に関連にする取組内容や方針について説明を受けるとともに、業務に着手すること。
- (2) 過年度の本業務に関連する取組について、次の資料を本市より貸与する。
 - ・ 令和5年度地域主体のまちづくり支援業務委託成果品
 - ・ 令和5年度エリアマネジメント支援業務委託成果品（鴨川）
 - ・ 夜間景観づくりに関する調査業務等の委託成果品
- (3) (1)の後、速やかに業務計画書及び業務工程表を作成し、監督員に提出すること。
- (4) 業務を適切かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡を取り、業務の実施方針、条件等について、逐次、打合せ及び協議を行うものとし、その内容及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、監督員の確認を受けること。
- (5) 業務の実施に当たり、必要に応じて、関係官公署等と協議を行うものとし、その内容

及び成果については、速やかに書面に記録し、その都度、監督員に提出すること。

- (6) 業務の実施に当たり必要と認めるときは、受発注者協議のうえ、「5 業務の内容」を変更する場合がある。

8 成果物

- (1) 業務報告書 2 部
- (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料 2 部
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ（CD-R又はDVD-R） 一式

電子データの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。また、データ形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、監督員と協議を行う。

9 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 業務の完了を確認するための検査を行う日時及び場所は、検査員が決定する。
- (3) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること。
- (4) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、検査員の指示に従うものとする。

10 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

11 書類の提出時期

業務の各段階において、次に掲げる書類を速やかに提出すること

- (1) 契約締結後 14 日以内
ア 管理技術者等通知書

- イ 業務計画書
- ウ 業務工程表
- (2) 業務完了後
 - ア 完了通知書
 - イ 納品書
 - ウ 請求書

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 監督員は、本業務に係る次に掲げる権限を有するものとし、業務委託契約書に定めるものの他、本仕様書に定める指示等は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - ア 発注者が意図する成果物を完成させるための受注者又は管理技術者に対する業務に関する指示
 - イ 契約及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - ウ 契約の履行に関する受注者又は管理技術者との協議
 - エ 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- (3) 受注者が本業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に従って取り扱うこと。

※ この仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり、募集時において予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、修正を行うことがあります。